**平成２９年（フ）第９９４号**
福岡県筑紫野市二日市西２丁目３番３―105号
債務者　石橋　輝暁
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１００８号**
福岡市東区香椎照葉４丁目２番２―103号
債務者　森山　典子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１２０号**
長崎県長崎市小江原４丁目４番12―306号
債務者　大石　由香（旧姓平木）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第３５号**
青森県十和田市東二十二番町12番18号　プチハウスＢ号
債務者　小嶋　弘一
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２９年（フ）第３７号**
青森県十和田市東二十二番町19番62号　メゾン千草５号室
債務者　田中　和樹
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２９年（フ）第４７号**
青森県三戸郡新郷村大字戸来字重堂３番地２
債務者　福山　洋子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２９年（フ）第４８号**
青森県十和田市西十三番町42番18号
債務者　鳥谷部妹喜子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２９年（フ）第８０４号**
福岡市東区香椎２丁目43番３―102号
債務者　笠　　真幸
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第８４３号**
福岡県春日市天神山１丁目144番地
債務者　糸瀬　一喜
1　決定年月日時　平成29年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第８８４号**
福岡市中央区地行１丁目12番37号
債務者　田浦　翔平
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第９７７号**
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷454番地１　フォレスト石原202号
債務者　岡　　勇夫
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第９８０号**
福岡市博多区堅粕５丁目３番13号
債務者　岡　　浩子（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第９９６号**
福岡市博多区冷泉町６番２―304号
債務者　園田　弘人
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第９９７号**
福岡県筑紫郡那珂川町今光３丁目175番地
債務者　中富　弘恵
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第１００５号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋800番地19　カレンシーハイツ西村301号
債務者　淺田　　宏
1　決定年月日時　平成29年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第７７号**
北海道室蘭市母恋南町２丁目53番地49
債務者　幸内　一男
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２９年（フ）第８９号**
北海道帯広市西９条南11丁目２番地４　さかえハウス２―５号室
債務者　萩原　憲司
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２９年（フ）第４８２号**
宮城県塩竈市錦町14番１号
債務者　大西　和子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係